

令和8年度広島県相談支援従事者等研修実施要領

1 研修の種別

実施する研修種別及び開催時期等を次のとおりとする。

- (1) 相談支援従事者初任者研修
(7月から11月にかけて5日間の研修を広島会場1回、福山会場1回の計2会場にて実施)
- (2) 相談支援従事者初任者研修(講義部分)
(5月から6月にかけて2日間の研修をオンラインにて実施)
- (3) 相談支援従事者現任研修
(6月から10月にかけて4日間の研修を広島会場1回、福山会場1回の計2会場にて実施)
- (4) 主任相談支援専門員養成研修
(9月から10月にかけて5日間の研修を広島会場にて1回実施)
- (5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修
(5月から7月にかけて共通講義を1日オンラインにて実施、2日間の演習を広島会場2回、福山会場1回の計3会場にて実施)
- (6) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修
(1月に2日間の研修を広島会場1回、福山会場1回の計2会場にて実施)
- (7) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修
(10月に2日間の研修をオンラインにて2回実施)
- (8) 相談支援従事者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者専門コース別研修
(8月、10月、12月頃に3種類の研修を計4日間オンラインにて実施)
- (9) 障害者ピアサポート研修
(10月頃に2日間のフォローアップ研修をオンラインで、11月から12月にかけて基礎・専門各2日間の研修を広島会場またはオンラインにて実施)
- (10) 任意研修(ファシリテーター養成研修)
(6月頃に1日の研修を広島会場にて1回実施)

2 研修受講者上限

各研修の受講者数の上限を次のとおりとする。

- (1) 相談支援従事者初任者研修 250人
- (2) 相談支援従事者初任者研修(講義部分) 700人
- (3) 相談支援従事者現任研修 250人
- (4) 主任相談支援専門員養成研修 100人
- (5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修 700人
- (6) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修 700人
- (7) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修 600人
- (8) 相談支援従事者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者専門コース別研修
3種類の研修を各100人
- (9) 障害者ピアサポート研修
基礎・専門 40人、フォローアップ研修 50人
- (10) 任意研修(ファシリテーター養成研修) 100人

3 受講対象者

受講対象者は、各研修の応募要項により定める。

4 研修実施に係る事務負担

研修に係る全ての事項について、実施機関が実施及び運営を行うこととする。

なお、研修実施に当たっては、原則として国の相談支援従事者研修事業実施要綱、サービス管理責任者研修事業実施要綱及び障害者ピアサポート研修事業実施要綱に定める標準カリキュラムに準じた研修とする。

5 研修実施に係る体制確保

研修講師や演習ファシリテーター、相談支援研修に係る実習受け入れ先については、実施機関により確保及び連絡調整を行うこと。

(1) 研修講師の選定及び連絡調整

研修講師は、年度当初に全ての研修について、適切な人数を選定することとし、その選定に当たっては、講師本人の内諾を受けた上で、文書により、講師への就任依頼及び講師の所属する法人への承諾依頼を行うこととし、講師との個別調整及び謝金や報償費の支払については、適宜実施機関が行うこと。

なお、研修講師については、次の条件を満たす者が望ましい。

① 相談支援従事者等研修

ア 相談支援専門員の業務に精通しており、研修受講者に対して指導・助言を行うことのできる能力及び実務経験を有している者

イ 当該の研修及び類似の研修での講師実績がある者

ウ 国が開催する相談支援従事者指導者養成研修の受講実績がある者

② サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

ア サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に精通しており、研修受講者に対し、指導・助言を行うことのできる能力及び実務経験を有している者

イ 当該の研修及び類似の研修での講師実績がある者

ウ 国が開催するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修の受講実績がある者

※ ①ウ及び②ウの国が開催する研修の受講者については、研修受講年度及び翌年度は講師として選定すること。

※ ①・②の研修の講師については、可能な限り講師経験者と未経験者が含まれるよう配慮すること。

③ 障害者ピアサポート研修

国が開催する障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修の受講者が、企画・運営の中心となることが求められていることから、できるだけ受講実績がある者を選定する。

(2) 演習ファシリテーターの確保及び連絡調整

演習ファシリテーターについては、原則文書による関係団体等への推薦依頼により確保することとし、個別調整及び謝金や報償費の支払については、適宜実施機関が行うこと。

その際、実施機関は、該当の演習ファシリテーター本人への就任依頼及び所属法人への承諾依頼を行うこと。

なお、演習ファシリテーターについては、演習グループ（6、7名程度）1つあたり1名を確保することとし、研修ごとに必要数を確保すること。

また、演習ファシリテーターの選定については、次の条件を満たす者が望ましい。

① 相談支援従事者等研修

ア 相談支援専門員の業務に精通しており、研修受講者に対して指導・助言を行うことのできる能力・実務経験を持ち合わせている者

イ 市町自立支援協議会に参画しており、協議会運営に精通している者

② サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

ア サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に精通しており、研修受講者に対して指導・助言を行うことのできる能力・実務経験を持ち合わせている者

イ 市町自立支援協議会に参画しており、協議会運営に精通している者

③ 障害者ピアサポート研修

障害者ピアサポートの業務に精通しており、研修受講者に対して指導・助言を行うことのできる能力・実務経験を持ち合わせている者

(3) 相談支援従事者研修の実習受け入れ先の確保及び連絡調整

相談支援従事者初任者研修及び現任研修のカリキュラムとして定められている実習について、実施機関は、原則として全ての研修受講者が実習を受けることができるよう、実習受け入れ先の確保及び連絡調整を行う。

なお、実施機関は市町に対して実習受け入れ機関の協力依頼を行うとともに、基幹相談支援セン

ターや委託相談支援事業所に対して受入れ可能期間の照会を行い、受講者と実習受入れ機関の日程調整を行う。

また、実習受入れに係る事前課題や当日発生するトラブル等については、実施機関が対応する。

(4) 研修実施に係る検討体制

実施機関は、研修の企画・運営にあたり、必要に応じて、研修ごとに講師との検討の場を設けること。

(5) 講師及び演習ファシリテーターの資質向上

実施機関は、研修講師及び演習ファシリテーターの資質向上を目的とした、養成研修を実施すること。なお、具体的な実施方法等については県と実施機関の協議により決定するものとする。

6 研修の実施機関及び開催日程等

(1) 実施機関

未定（総合評価一般競争入札を実施の上決定する。）

(2) 募集期間及び開催日程・会場等

県と実施機関の協議によって決定する。

7 修了証書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付する。

(1) 県が定める課題を自ら作成・提出し、受理が適当と認められた者

(2) 県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者

※ ただし、課題内容や受講態度が不良等であり、実施主体が適当でないとは判断した者は除く。

8 経費

研修出席に伴う旅費・滞在費等は、受講者の負担とする。

9 研修実施に要する必要経費について

研修実施に要する必要経費については、委託料を事務局経費（人件費）に充て、他の経費は受講者から徴収する自己負担金により賄うこととする。

10 受講者の自己負担について

各研修の自己負担金は、各研修の応募要項により定める。

なお、自己負担金については、原則として受講予定人数、実施機関の必要経費等を考慮の上、必要最低限の自己負担金を徴収するものとし、見直しを行う場合は実施機関において金額の精査を行った上で、県と実施機関の協議により決定する。

11 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

12 その他

この要領に定める内容は、必要に応じて県と実施機関の協議により変更できるものとする。